

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月18日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第11号

**交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則
の一部を改正する規則**

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県東広島警察署の款寺西交番の項中「寺家産業団地」の次に「、寺家駅前」を加え、同表備考中「平成28年10月31日」を「平成30年1月9日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成30年1月9日から施行する。